

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第110号

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「支所長及び副支所長」を「担当区長及び担当副区長」に改め、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 担当区長及び担当副区長の名称は、次の表の左欄に掲げる支所の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

西京区役所洛西支所	洛 西 担 当 区 長	洛 西 担 当 副 区 長
伏見区役所深草支所	深 草 担 当 区 長	深 草 担 当 副 区 長
伏見区役所醍醐支所	醍 瞽 担 当 区 長	醍 瞽 担 当 副 区 長

第2条第1項中「支所長」を「担当区長」に改め、同条第2項中「副支所長」を「担当副区長」に改める。

第3条第1項中「支所長」を「担当区長」に改め、同条第2項中「副支所長」を「担当副区長」に改める。

第4条第1項中「支所長は、副支所長」を「担当区長は、担当副区長」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「支所長」を「担当区長」に改め、同項第2号中「第6条区民部の款まちづくり推進課の項第13号」を「第6条区民部の款まちづくり推進課の項第12号」に改める。

第5条第1項中「支所長」を「担当区長」に改める。

第6条区民部の款総務課の項第12号中「伏見区役所醍醐支所に限る」を「西京区

役所洛西支所を除く」に改め、同項第13号中「まちづくり推進課の項第13号」を「まちづくり推進課の項第12号」に、「支所長」を「担当区長」に改め、同款まちづくり推進課の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同項第13号中「支所長」を「担当区長」に改め、同号を同項第12号とする。

第7条第1項中「支所長」を「担当区長」に、「または」を「又は」に、「臨時」を「、臨時」に、「命ずる」を「命じる」に改め、同条第2項中「支所長」を「担当区長」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)